

# 入札公告兼入札説明書

善通寺市告示第168号

この入札公告および説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、善通寺市契約規則（昭和42年善通寺市規則第3号。以下「規則」という。）及び本件物品調達に係る入札公告のほか、本件物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

令和7年12月24日

善通寺市長 辻 村 修

## 1 入札に付する事項

### （1） 件名

令和7年度業務用冷蔵庫調達

### （2） 物品名及び数量

業務用冷蔵庫 1台

### （3） 物品の仕様等

仕様書に記載のとおり

### （4） 納入場所

善通寺偕行社附属棟

### （5） 納入期限

令和8年3月20日

### （6） 予定価格

事後公表

### （7） 入札方法

郵送または持参による。

金額は総額を記載すること。納品に必要な経費も総額に含むこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約書作成の要否

要

## 3 契約条項を示す場所及び日時

仕様書等を令和7年12月24日から善通寺市ホームページにおいて公開する。

## 4 契約の内容に関する質問の受付

### （1） 契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年12月26日（金）午後5時までに（2）に示した場所等に対し様式3「質疑書」により持参又は電子メールで行ってください。

回答は、令和8年1月6日（火）午後5時までに質問者及び入札参加資格者全員に電子

メールで送付する。

(2) 連絡先及び提出先

〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市 教育委員会 生涯学習課

電話番号 0877-63-6328

電子メール shougai@city.zentsuji.kagawa.jp

5 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和8年1月16日（金） 午後2時

(2) 入札及び開札の場所

善通寺市役所 3階 生涯学習課

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

なし

(2) 契約保証金

なし

7 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者が当該入札に参加できる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 善通寺市が発注する物品及び業務の委託・役務の提供・製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本店または支店（営業所）を有する者であること。

(4) 善通寺市が発注する物品及び業務の委託・役務の提供・製造の請負等に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(6) 本公告に示した業務と同種の事業実績（本市及び他の公官庁において）がある者。

8 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和8年1月8日（木）午後5時までに、4の（2）に示した場所に持参又は郵送（令和8年1月7日（水）午後5時必着）で提出してください。なお、郵送の場合、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中（件名：令和7年度業務用冷蔵庫調達）」と記載すること。

【提出書類】

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

- イ 参加者事業実績（様式2）
- ウ 使用機器及び同等品承認申請書 兼 確認書（様式4）
- エ 仕様書中8に記す事前提出物

（2）審査結果

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年1月9日（金）までに通知する。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第16条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

【規則第16号各号に掲げる場合】

- （1）入札者又は代理人が同一案件について2以上の入札をした場合
- （2）入札者が連合して入札したと認められる場合
- （3）入札に際して不正な行為があった場合
- （4）入札保証金を要する場合において、これを納付しない場合又は不足する場合
- （5）入札書の金額を訂正した場合
- （6）入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があって必要事項を確認し難い場合
- （7）所定の日時を経過した場合
- （8）前各号に定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した場合

10 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

11 落札者の決定方法

規則第11条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

12 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

13 その他

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第17号）に基づく措置を講じる場合がある。